

運用様式第2号（第10条関係）

開発公園の管理に係る協定書

安曇野市と開発事業者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為により設置され帰属を受ける公園（以下「開発公園」という）の管理について、次のとおり協定を締結する。

（対象の開発公園）

第1条 本協定の対象となる開発公園は、次に掲げるとおりとする。

所在地 安曇野市 （開発事業地の地番） 地内（別図の区域）
面積 m^2 （予定）
備考 敷地内に付帯設置する施設・植栽等も含む

（維持管理）

第2条 開発公園の維持管理については、次の表のとおりとする。

| 区分 | 具体的な内容 | 管理者 |
|---------|--|--------------------------------------|
| 日常的な管理 | ・開発公園の清掃、除草 ・公園設備（遊具等）の清掃 ・低中木の剪定等 | 開発事業者 ※開発区域内居住者等へ引き継ぐことが可能（第4条関連） |
| 上記以外の管理 | ・公園設備（遊具等）の修繕 ・高木の剪定等 ・その他日常的な管理として行うことが困難と認められる行為 | 市長 |

2 管理に要する費用は、第1項の表に掲げる区分ごとの管理者が負担するものとする。

（瑕疵責任・報告の義務）

第3条 管理等の瑕疵により第三者に損害が生じたときは、管理者は誠意を持って対処するものとする。

2 開発事業者は、開発公園において事故等が発生したことを知ったときは、速やかに安曇野市へ報告するものとする。

（管理の引継ぎ）

第4条 開発事業者は、本開発におけるすべての区画で居住が開始されたときは、開発公園の管理について、開発区域内居住者又は開発区域内居住者等で組織する愛護団体等に引き継ぐことができる。

2 開発事業者は、本開発区域内の区画に関して不動産売買契約を締結する際には、重要事項説明書に公園の管理について記載するとともに、開発公園の管理に係る同意書（運用様式第4号）により、宅地購入者の同意を得なければならない。

3 開発事業者は、第1項の規定による引き継ぎを行ったときは、速やかに開発公園管理引継書（運用様式第5号）に必要書類を添えて安曇野市へ届け出るものとする。

（協定に定めのない事項）

第5条 この協定の内容に疑義が生じたとき、又は、この協定書に定めのない事項については、協議の上で決定するものとする。

（協定）

第6条 本協定書は2部作成し、記名押印後、安曇野市と開発事業者が各1部を保有するものとする。

（効力発生日）

第7条 この協定は、都市計画法第36条第3項の公告の日の翌日から効力を発生するものとする。

年 月 日

安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市長

Ⓜ

開発事業者

（住所）

（法人名）

（代表者氏名）

Ⓜ

（備考）

- ・安曇野市開発公園設置に係る指導要綱第10条に基づく協議の結果を踏まえて、内容を適宜修正して使用してください。